

九重町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、九重町が交付する浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第4条第2項に規定する構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。))除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg/リットル(日間平均値)以下の機能を有するものとし、国の定める浄化槽設置整備事業実施要綱第3の(7)に定める環境配慮要件(消費電力基準)を満たすものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽で、法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (3) 専用住宅 主として住居を目的とした住宅(小規模小売店舗等を併設した住宅を含む。ただし、居住部分の床面積が2分の1以上であること。)をいう。
- (4) 新築設置 住宅の新築又は建て替えに伴い浄化槽を設置することをいう。
- (5) 転換設置 住宅の増改築に伴い既設の単独処理浄化槽から浄化槽に転換することをいう。
- (6) 宅内配管 生活排水を浄化槽に流入させるために必要な管きよや枦の設置及び浄化槽で処理した水を放流するために必要な管きよの設置及びその設置工事費をいう。

2 前項に定めるもののほか補助金の交付に関する用語の定義については、補助金等交付規則(昭和63年九重町規則第2号。以下「規則」という。)の規定によるものとする。

(対象地域)

第3条 この要綱の対象となる地域は、九重町全域とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、当該補助を受けようとする年度において、町内に住所を有し又は町内に転入することが確実と認められる者で、専用住宅に浄化槽を設置し、当該住宅に居住する者とする。ただし、家屋を新築又は増築する際の浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながる浄化槽を設置する者とする。

2 災害に伴い必要となった浄化槽を改築する者。ただし、補助対象は、既設の浄化槽の改築にかかるもので、改築に直接必要な次の設備の範囲とする。

- (1) スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- (2) その他の汚水処理施設
- (3) 消毒設備
- (4) 脱臭設備
- (5) 換気、除じん等に必要な設備

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 販売及び賃貸を目的で浄化槽付住宅を新築又は転換設置をする者
- (4) 別荘その他主たる生計の場として常時居住しないと町長が認める住宅及びそれら住宅を建築する者又は当該住宅の賃借人
- (5) 第 8 条第 2 項に規定する補助金交付決定通知書を受領する前に、浄化槽の設置工事又は単独処理浄化槽の撤去工事に着手した者
- (6) 浄化槽の設置された家屋を建て替え・増築する場合に浄化槽設置や既設浄化槽の更新・改築(災害に伴うものは除く)する者

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費は、浄化槽の整備に直接必要な次の経費とする。

- (1) 処理対象人員 10 人以下の浄化槽本体及び本体の設置に必要な工事費(流入、放流に係る管きょ及び柵に係る費用を除く。)
- (2) 単独処理浄化槽又は汲取り槽の撤去に必要な工事費(浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。)
- (3) 単独処理浄化槽又は汲取り槽から浄化槽への転換(既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽又は汲取り槽から浄化槽への転換(水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする。))に係る第 1 号の工事に付帯して行う宅内配管工事費(浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水)、柵の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。)。ただし、既設の家屋の建替えや増築に伴うもの、または改築に伴い住宅面積が増加するものは対象としない。
- (4) 前条第 2 項に規定する浄化槽の改築に要する工事費

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、対象経費が補助金の額に満たないときは、当該経費を補助金の額とし、当該補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第 3 条第 1 項に定める交付申請書の様式を用いて次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法第 5 条第 1 項の届出書の写し又は同法第 5 条第 1 項ただし書の規定による建築基準法に基づく確認申請書等のし尿浄化槽設置書の写し及びそれに添付する書類一式
- (2) 浄化槽設置工事(見積)書及び工事費内訳書
- (3) 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- (4) 位置図・平面図・配置図
- (5) 給排水配管図面

- (6) 誓約書
- (7) 住宅等を借りているものは、賃貸人の承諾書
- (8) 町外に住所を有している者は、誓約書（住所変更）
- (9) 登録浄化槽管理表 C 票及び登録証の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 既設住宅の単独処理浄化槽を廃止し、本補助金を申請する場合は、前項各号の書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽使用廃止届出書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第 8 条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては規則第 4 条第 1 項に定める補助金交付決定通知書により通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により補助金を交付しないと決定した者に対しては別に定める補助金不交付決定通知書を用いて通知する。

(変更承認申請書)

第 9 条 前条第 2 項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助金対象者」という。)は、そののちに補助金申請内容を変更する場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、規則第 5 条第 1 項に定める変更承認申請書の様式を用いて、速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1 ヶ月以内、又は当該年度の 2 月 20 日のいずれか早い日までに実績報告書に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 完了届
- (2) 浄化槽設置工事(精算)書及び工事費内訳書
- (3) 施工の工程毎の写真
- (4) 工事費請求書及び領収書それぞれの写し
- (5) 補助金交付決定書の写し
- (6) 浄化槽法第 7 条、第 11 条に基づく法定検査依頼書の写し
- (7) 浄化槽維持管理契約書の写し
- (8) 浄化槽整備士免状の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

(額確定の通知)

第 11 条 町長は、前条により提出された書類を審査し、その結果において事業の成果が認められるときは、補助金の額を確定し、補助金等交付額確定通知書を補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 前条の通知を受けた補助対象者は、規則第 10 条第 1 項に定める交付請求書の様式による請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第 13 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しにかかる部分に関しすでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(施工の確認)

第 15 条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(施工の責任)

第 16 条 施工者は、前条の確認がなされても、浄化槽法第 7 条に伴い機種のパフォーマンスに対し異常を認められた場合は、施工者の責任において適正な措置を講じなければならない。

(補助対象者の責務)

第 17 条 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽の機能が正常に維持されるよう、適正な維持管理に努めなければならない。

2 補助対象者は、法第 7 条第 1 項に規定する浄化槽設置後の水質検査及び法第 11 条第 1 項に規定する定期検査を受検し、これらの検査の検査結果書の写しを町長に提出しなければならない。

ただし、検査結果書の写しの提出は、公益財団法人大分県環境管理協会に委任することができる。

3 補助対象者は、前項の検査の結果がおおむね適正又は不適正であった場合は、速やかに必要な措置を講じ、浄化槽の適正な維持管理の達成に努めなければならない。

4 本事業により整備された合併処理浄化槽については、やむを得ない場合を除き設置完了後 1 年以内にトイレ、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第6条関係)

区分		補助金額
新築設置（第4条第2項の浄化槽を含む。）	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
転換設置	5人槽	532,000円
	7人槽	614,000円
	10人槽	748,000円
単独処理浄化槽の撤去費		120,000円
汲取り槽の撤去費		90,000円
単独処理浄化槽又は汲取り槽から浄化槽への転換による宅内配管費		300,000円

ただし、算定された人槽が実際の使用状況等から明らかに実情に沿わないと考えられる場合は、算定人員を増減することができる。